

令和 4 年 5 月 19 日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和4年5月19日（木曜日）

出席議員（13名）

1 番	赤 坂 芳 則 君	2 番	平 吹 俊 雄 君
3 番	吉 田 二 郎 君	4 番	山 岸 三 男 君
5 番	柳 田 政 喜 君	6 番	伊 藤 牧 世 君
7 番	藤 田 洋 一 君	8 番	櫻 井 功 紀 君
9 番	鈴 木 恵 悦 君	10 番	前 原 吉 宏 君
11 番	佐 野 善 弘 君	12 番	村 松 秀 雄 君
13 番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	相 澤 清 一 君
副 町	長	須 田 政 好 君
総 務 課	長	佐 藤 俊 幸 君
保 健 福 祉 課	長	菊 地 知代子 君
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐		相 澤 環 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	今 野 正 祐 君
事務局次長兼議事調査係長	齊 藤 美 穂 君

議事日程

令和4年5月19日（木曜日） 午前11時15分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 自立支援医療にかかる所得区分判定誤りについて

第4 そ の 他

第5 閉 会

午前 11 時 15 分 開会

○議長（鈴木宏通君） ただいまから全員協議会を開きます。

先ほどの 5 月会議においては、皆さん、大変御苦労さまでございました。

本日、町長から説明及び意見を求める事項については 1 件ありますので、スムーズに全員協議会が進められるよう、皆様によりしくお願いを申し上げます。

本日の全員協議会は全員出席です。

ただいまから会議を始めます。

なお、傍聴、録音の申出がありますので、これを許可しております。

まず最初に、町長から御挨拶をいただきます。

○町長（相澤清一君） ただいまは大変御苦労さまでございました。御承認をありがとうございます。

それでは、本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき厚く御礼申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは自立支援医療に係る所得区分判定誤りについてであります。

身体障害者等が機能障害の軽減または改善のために医療を受けた場合には、自立支援医療において自己負担の上限額を超えた分を公費で負担することとなります。その自己負担の上限額については、受給者世帯の所得状況によりそれぞれの区分に判定され、決定されます。しかし、本町が使用するシステムの設定の誤りにより、一部の利用者の上限額について低く判定されていたことが判明し、誤った判定を行った一部の利用者に対し追加で自己負担を求めなければならない事態となりました。

本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど健康福祉課長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） それでは、早速説明及び意見を求める事項について、自立支援医療に係る所得区分判定誤りについて説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、本日の説明員を御紹介させていただきます。

健康福祉課長の菊地でございます。

健康福祉課課長補佐の相澤でございます。

それでは、これより健康福祉課長から御説明申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） それでは、よろしくお願いいたします。

自立支援医療に係る所得区分判定誤りにつきまして御説明申し上げます。

概要につきましてはただいま町長から申し上げましたとおり、身体障害者や精神障害者が機能障害の軽減または改善のための医療を受けた場合に、自立支援医療において自己負担の上限額を超えた分を公費負担することとなります。その自己負担の上限額につきましては、受給者世帯の所得状況によりそれぞれの区分に判定をされ、決定されます。しかしながら、本町が使用いたしますシステムの設定誤りによりまして、一部の利用者の上限額について低く判定されていたことが判明し、誤った判定を行った一部の利用者に対しまして追加で自己負担を求めなければならない事態となったものでございます。本システムは平成23年1月1日付の契約後、現在に至るまで使用しており、誤判定の結果に基づく負担上限額を記載した受給者証を使用した期間が令和4年4月分までであることから、誤判定のあった期間は平成23年1月1日から令和4年4月30日までであります。誤判定が発覚いたしましたのは令和4年1月20日付で、システム業者より報告を受けたことによるものでございます。誤判定があった内容、影響額につきましては、自立支援医療のうち更生医療受給者はお一人で、平成29年7月から令和4年4月診療分までの期間に誤りがありました。正しい上限額は月額1万円であったものを、5,000円と判定しておりました。これによる影響額、自己負担額の不足額は令和4年2月診療分までで合計24万20円となっております。3月、4月診療分は今後判明するものでございます。この方は町の心身障害者医療費助成対象者であることから、今回の誤判定によって追加となる自己負担額につきましては、心身障害者医療費から助成できるものとなります。

次に、自立支援医療のうち精神通院医療につきましては宮城県の事業となりますので、現在、宮城県が対応等につきまして調査中でございます。

所得区分判定誤りの原因は、先ほども申しましたとおり電算システム設定の誤りでございますが、システムを導入した平成23年度以降、所得区分判定に用いる判定額について、本来は住宅借入金等特別税額控除額及び寄附金税額控除額を控除する前の所得額で判定すべきところ、控除後の所得額で判定してしまったことによるものでございます。

今後の対応といたしましては、影響額が確定した後に、過大給付となりました受給者に対しまして丁寧な説明を行い、過大給付額の返還請求を行います。また、制度の適正な運用のため、事務処理の再確認を行い再発防止に努めてまいりたいと思います。

誤判定発覚後、宮城県への報告や確認事項の整理、今後の手続について宮城県からの指導や

指示の回答に時間を要し、いまだに調査中の内容もあることから、御報告がこの時期となりましたことを御理解を賜わりますようよろしくお願いいたします。

資料の2ページ目になりますが、こちらは河北新報5月17日の掲載内容になりますが、同じくシステムを利用している大崎市の記事掲載でございます。同じシステム業者を利用しているということで、参考とさせていただいて資料を掲載させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆さんから意見、質問等、何かありますでしょうか。挙手して。1番赤坂。

○1番（赤坂芳則君） 伺いたいのは、今マスコミで大分大騒ぎになっていますが、どこかの県のどこかの町で4,000万円も個人に振り込んでしまった。それを一体どこが悪いのかということのスタートの段階から考えると、金額は違うけれども似通ったイメージが感じられる。電算システムの誤りの関係ということなんだけれども、それはどこでチェック、普段しているんですか。たまるぐらいたまって、今その電算システムの設定の誤りというのを今どうなっただったのか、そこを分析きちっとしているかということが一つ。

それから、返還請求を行うと下に行っているんだけれども、そういうことが可能なのかどうかかなんだ。自立というか支援のためにこういう制度をやっているわけなので、そこをどう考えるかだよ。どちらが悪いのか分からないんだけれども、多分処理の間違ったほう、行政側の責任は大きいのではないかと思います。その辺、どう考えるかお伺いします。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） ただいまの御質問にお答えいたします。システム導入をするに当たりましては、事務の処理がスピーディーに適切に行えるということで利用しているものでございましたが、詳細なところまでそちらを町側がチェックができていなかったということになりますし、この内容につきましても、なかなか詳細なチェックというところは難しいと考えてございます。また、返還請求の部分につきましては、特に更生医療の部分につきましては先ほども申しましたとおり、別の心身障害者医療費助成という制度に基づきまして、御本人の負担がない方向で対応できないかということで、ただいま調整をさせていただこうとしているところでございます。また、県の事業になります精神通院医療につきましても、その影響額が御本人お一人ずつに対しましてどの程度になるのかまだ詳細がつかめていない段階でございますので、その確認が済み次第、そちらは丁寧な説明とその返還請求についての対応の御相談も、御本人様とも十分に協議しながら進めたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） だから、出だしから例えば平成29年4月から始まっていて総額にするとこうなっているんだけど、スタート時点で正しい上限額というのがきちんと確認しない中で進めたということなんですか。倍額を半額にしてやっているわけだ。本人の負担が、本来は1万円だったものを5,000円という判定したんだから、その判定したのはどこが判定したの。システムが勝手に判定しているのか。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 判定につきましては、そのシステムを利用しますと、上限額がこの方についてはこの区分になるという部分が反映されてきたものを、町としては利用しながら行っているという状況でございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございませんか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） 一応確認させていただきたいと思います。とにかくシステムの入力した時点で、既にもうその時点で間違っていたということなんですよ。入力1万円上限を5,000円で入力して。どちらにしてもシステムが間違っていたということなんですよ。それで、今のところは24万20円だけれども、これからまた3月、4月分はこれからまた金額出てくるわけですよ。それで一番下、今後の対応で本人には一応返還請求を行いますと。この金額結構大きいんですよ、本人にしてみれば。本人だけではなく、私からしても結構大きい金額が返還してもらって、それから1番の心身障害者医療費から助成ができると書いてあるんですけども、これはちゃんと担保できているということで進めるということよろしいんですか。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 今議員のおっしゃったとおりの中身にはなりますが、なるべく御本人の負担が少なく、手続やら御本人様の御負担にならない事務手順が、こういった形をすると一番いいのかというところを今協議しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 受給者の方は、ほとんど何も過失も何もないんです。あくまでもシステムでの入力間違いから発生した事案といいますか、こういうことがいろいろありましたね。前にもありましたけれども、これは本来あってはならないことなんではありますけれども、どうしても人がやることですから間違いはあるんですけども、この間違いは何度も繰り返すのだけはお願いしないように、ぜひ、同時に受給者に対してまず負担にならないということ、善意の方が突然被害被ったようなものですから、こういうことにならないようにぜひお願いしたい

と思います。以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございませんか。鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） お聞きしますけれども、この原因、電算システムの設定の誤りとありますけれども、これはどこの業者なんのでしょうか。それとその業者、これはミスですよね。ペナルティーとかそういうのを考えていらっしゃるかお聞きします。それと、本人に受給者にすればある意味迷惑な話です。その辺、丁寧に説明を行うということなんですけれども、丁寧な説明を行いながらも、山口県の3,600万円ではないですけれども、もしも拒否とかそういうことがあった場合、強い措置とかということは考えていらっしゃるかどうかお聞きします。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 業務を委託しているのはTKCさんでございます。TKCさんは全国でかなり多くの自治体を相手に同じシステムをつくって、そして同じ業務を全国画一の制度を運用しているという状況でございますので、そちらにはプロフェッショナルがいて、念入りな確認がされて行われているという上で、委託するほうが効率的であり、正確であり、安価であるという狙いから町はお願いしてございます。また、もう一つは専門性も必要になってきますので、町としてプログラミングまで解いて確認するということはなかなかできませんので、入力したものは正しい答えで上がってくるというのを前提に作業を進めています。ちなみに、入力のミスではなく、あくまでもプログラミングの設定のミスでございますので、そのミスを一つ一つ、お願いしているシステムのそのたびそのたび、1個1個、法令に合わせながら確認していくというのは、なかなか町としても難しいのは難しいところでございます。今回、何百件という件数がある中でたまたまこのようなケースに該当する方が数人発生しますが、発見できないわけではないんですが、なかなかそこまで事務執行の上では確認することができなかったというのが実情でございます。TKCさんのペナルティーなんですけど、私らもあきらめるぐらいですが、毎回毎回かなり高額なお金でお願いしているのにこのように来ているということで、まずTKCから謝罪文といいますか、このようなことが起きたという報告書の文書は頂いています。それから、今全国的にどのような対応をしているかというのを調査中でございますので、これが終わった後、TKCさんのほうでもおわびにいらっしゃると思うんですが、今後の対応につきましては県内でもお願いしている自治体が幾つかありますし、隣の大崎市さんもそうでございますが、それらと協議をしながら足並みをそろえた対応でこちらからは対応していきたいなと、そのように考えてございます。

それから返還について、もう既に当該者の方とお会いしておわびしていますので、担当課か

らその状況を報告していただきます。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 更生医療の方、それから精神通院医療の方それぞれに現在使っている受給者証というものがございまして、その上限額が正しいものに変更させていただきながら、この件につきましてお一人ずつ御説明をさせていただいた状況にございます。更生医療の方につきましては、先ほども御本人からの御意見ということでお話をさせていただきましたが、なるべく負担が少なくて済むよう理解はしましたということで、御理解いただいた上で負担の少なくて済むような配慮をお願いしたいとお話をいただきました。精神通院の方々につきましても、新たな受給者証をお渡ししながら、お会いできる方にはお会いして、難しかった方につきましては丁寧な説明文も入れながら郵送等で対応させていただいたところでございますが、上限額を全て使っているとも限らないという御意見もいただきながら、お会いした方々からはその中身につきましては理解しましたということでお話をいただいているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 業者さん、TKCということですがけれども、当然契約は結んでいると思うんですが、その中身について、こういう場合のというのは、その辺精査はされたでしょうか。それからもう1点だけ、課長からは誠意を持ってということの対応されているということですので、その辺はぜひ、本人納得するとかそういう内容で対応をお願いしていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 現段階では、まだ契約書には遡ってお互いの責任のあれについてはまだ確認はしてございません。今後、それらもしっかりと精査して、相手方に求めるものは求めていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございますか。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） お疲れさまでございます。

大体、今副町長から説明を受けたので内容は理解いたしました。ただ、1点だけ言わせていただきたいと思いますけれども、先ほどシステムを導入して全部チェックするのは無理だ。それは無理だと思います。ただ、抽出チェックとか、当然それはシステムをつくった会社で事前に行ってから納めていただいて、間違いがないという形で運用するのが当然だと思います。当然ソフト購入すれば同じことをしてもらってする。それでも信用できない会社であれば自分たちで

抽出チェックをするというぐらいまでしないと、こういうことが起きますので、ぜひ、その辺の対応を今後していただきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木宏通君） 要望ということでよろしいですか。

ほかにございますか。平吹議員。

○２番（平吹俊雄君） 内容ちょっと分からないのでお聞かせ願いたいんですが、更生医療の関係で米印のところに心身障害者医療の助成対象者ということで助成できる。それから、今後の対応で過大給付者の返還請求を行いますというんですが、この辺１人なのか、この辺分からないので説明、関係です。この関係をお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 更生医療の該当されるお一人につきましては、米印にあります心身障害者医療費助成の対象者でありますので、この方についてはこちらの対応ができるという方向で進めたいという中身でございます。影響額が確定した後に、過大給付となった受給者に対してという部分につきまして、今精神通院医療の部分につきましてはまだ確認中でありまして、どの程度お一人ずつの影響額があるのか、その過大給付となった額が幾らであるのかというところを確認後に、なおさら対応を進めてまいりたいという中身でございます。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○２番（平吹俊雄君） そうしますと、この１人の分が24万20円ということで医療費から助成なるということですね。これはいいとして、それからもう１つ、要するに精神通院の方については調査中ということで人数は分からないということなので、この過大給付額の返還請求分については（２）の精神通院医療の方々だよということでもいいんですか。その辺、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 精神通院医療の方で、過大給付があるかどうかというところも含めての確認をお願いしているのは11名となっておりますが、そのうち過大給付になった方が全員というわけではございませんので、県の調査報告を待って対応するということになります。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○２番（平吹俊雄君） そうしますと最後の確認ですけれども、更生医療については、その助成が出るから請求することがない。それから精神通院の場合は11名なんですが、その辺が全員になるか分からないということでよろしいですね。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 更生医療の方も、こちらから返還をお願いする債権と、ここにあります心身障害者医療費の助成の債権はまた別になりますので、形上はまず返還をしていただく、請求をして返還していただく。そして、それによって本人の自己負担が増えたので、増えた分について町への助成申請を渡していただいて町からお支払いするという流れになります。ですので、御負担は最終的にはないんですが、そのような流れで1度返還請求させていただいて、返していただくという流れになります。それで、その日を同じ日にするとかによって、本人が1度立て替えるということになるべく避けながら相殺する形で何とか持っていけないかなというところで検討しています。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございますか。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で町長からの説明及び意見を求める事項について終わります。

では、執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

では、続きましてその他に入ります。

まず、先日5月9日、10日に行われましたセミナーにつきまして、私から御報告とお願いを申し上げたいと思います。

千葉県で行われました市町村アカデミーにおいて、7名の議員の方々に参加をしていただきまして、その日午後から、そして翌日10日の午前中と4つの講義を拝聴してまいりました。皆さん無事に本町に戻ってまいりまして、今後皆様の議員活動において、このアカデミーにおけることがいろいろと遺憾なく発揮されることをぜひ望むものでございます。また、今回初めての事業ということもございますし、セミナーに参加した皆様方の意見及び感想等を町に反映する部分、もしありましたら全員のレポート等を提出、今月中に事務局までお願いを申し上げます。

セミナーについては以上でございます。

あと、事務局から事務連絡がございます。

○事務局次長兼議事調査係長（齋藤美穂君） 私から事務連絡させていただきます。

お手元にお配りしておりますこちらのパンフレットでございますが、全国町村議長会議員団体補償制度のパンフレットでございます。議員さんに御案内する保険関係のうち、けがなどに対する保険となっております。宮城県町村議会議長会より加入促進ということで御案内が来ておりますので、御紹介させていただきます。

退職後も継続して加入できる制度でございますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。現在、加入されている方に関しましては、特段御連絡がなければ継続加入とさせていただきます。

す。加入されていない方は、今月いっぱいの締切りとさせていただきますので、加入希望の方は事務局までお声がけいただきますようお願いいたします。なお、掛け金に関しましては、例年どおり6月30日に支給されます期末手当から引かせていただきたいと思いますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

続きまして2点目になりますが、昨年10月に、大正大学の教授の江藤俊昭先生が全国議長会の方と一緒に議員報酬についてヒアリングに来町されました。その調査研究結果がこういう冊子となって送付されました。こちらを皆様のレターボックスに本日配付しておりますので、お持ち帰りいただきたいと思います。今後も議会活性化として議員報酬や政務活動費については検証されていかれることと思いますので、こちらを参考の資料として御活用いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上2点、御連絡でございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか、これにつきまして。（「はい」の声あり）

では、以上をもちまして全員協議会を終了いたします。（「閉会の挨拶」の声あり）

○副議長（村松秀雄君） はい。お疲れさまでした。これで終わります。

午前11時47分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年5月19日

美里町議会議長